



卓 話



「職業紹介」

大野会員 酒井会員 廣本会員

★大野雅樹会員

「弁護士と刑事事件と 職業奉仕」

皆さんは電車にぶつかってと電車を止めたことがありますか？25

年前の丁度今頃、18歳で酔っぱらった私がしでかした事です。刑法129条の過失往来危険罪になる可能性がある行為です。警察に捕まらなくて良かったし、何より生きていて良かったし、民事の損害賠償だったら一体幾らになるのか、酒を飲ませてくれたのは大学教授だったからその方が退職にならなくて良かったとか、刑事事件としても民事事件としても論点の宝庫のような話です。最近では、徒歩での信号無視すらしていない私ですが、子ども時代の立ち小便という軽犯罪法違反も含めて、人は何かしら過ちを犯しているものです。警察沙汰にならなかったことはラッキーなことなのです。

そんな不完全な人間である私も弁護士になり、ときには刑事被告人の弁護をします。

私は民事事件が主で、年間でほんの数件しか刑事事件は取り扱っていません。しかし、守秘義務に反しない程度に多少のアレンジを加えた上で、警察署の留置場で捕まった人との会話内容や弁護活動についてお話してまいります。

1. パチンコ玉窃盗事件

当番弁護士として1日待機していた私に弁護士会から電話とFAXがきて都内警察署に出動します。接見室でガラス越しに被疑者と発対面です。弁護士って何かわかりますか？守秘義務があるから他の人には絶対話さないから何でも話してくださいね、何でも質問してくださいね、と説明。その後、どうして捕まるようなことになったのか？を聞きます。

初めて会った被疑者が何でも正直に弁護士に話すとは限りません。なにせ、初対面ですから。パチンコ屋で窃盗の疑いで捕まった人は、「私は何もしていません。本当です。なぜ店員に呼び止められたか分かりません。先生なぜでしょう？」と云いました。弁護士に質問してくる場合は弁護士にこの弁解が通じるか否かを試す人もい

ます。試してそれを捜査機関に言ってみれば何とか解放されるかもしれないとの期待からです。私は、「何の根拠もなく人が逮捕されることはめったに起きないことだからね。店内のカメラとかに何か誤解を招くような行動が写っているとか、なにか思い当たることはないの？」等といろんな角度から話をします。「何もしていません。絶対です。」とその人は答えました。私は「やらないなら、頑張ろうと」励まし、無罪を争う大変な裁判になるかもしれないの思いを持ちつつ、その人から弁護士をつけてくれとの家族宛の伝言を預かり、その日は事務所に戻りました。

ちなみに、テレビドラマのように弁護士本人は無罪を争う事件を臨んでいる訳ではありません。通常というか普通の弁護士は「真実こそ大事」との思いで活動します。

実際に無実を争う事件は、大変です。大変というのは無実の結果を出すことも大変だし、責任が重く、無実の結果が出せるか怖いということです。警察官が何十人体制で捜査して検察官がまず100%有罪を取れると確信して起訴する案件です。それに比べて1人の一般市民の弁護士は調査能力からして劣っています。仮に調査費用を捻出するにしても国選弁護事件だと報酬が8万円とか10万円とかが基準なので、その負担を依頼者に負えるのかも問題です。そう言う意味でも大変なのです。

さて、次の日、警察署から本人がもう一度先生に来てもらいたいと言っているのので来てほしいとの電話が来て、気合いを入れて接見室に入りました。「今日の取り調べで警察官に暴行されたとか何かあったの」と私が質問。彼は言いました「先生、本当は磁石でパチンコ玉を誘導していたんですよ。昨日は嘘ついちゃってすみませんねえ」。

その日を境に、犯罪成立を認めた上での情状弁護、つまり反省・改善・社会復帰に向けた弁護活動に入ります。

その人は、裁判で執行猶予がつき、就職して元気になっているとの手紙をくれました。今も元気に家族をもって立派な社会人として生活していると思います。

2. 店員さんに痴漢してしまった強制猥褻事件

接見室では、犯罪成立を認めても、罪の意識が薄いような人がいます。ある店の女性店員にキスをして胸を触ったという強制猥褻事件でした。

罪の意識が薄い彼に対して、私は1日おきに接見し、これは本当に反省しているなどの実感が湧くまで叱りつ



け、何度か泣かせました。再度の犯罪を防止したいとの思いと社会復帰への願いから、そのよう行動しました。本当に反省しているからこそ示談してほしいと被害者に言いたいのです。反省の実感を得てから、被害者女性の夫と示談交渉を開始しました。性犯罪被害者との示談は、殊の外難しいのですが、何とか示談が成立し、裁判前に彼は釈放になりました。生活保護家庭でありながら、示談金を必死に工面した被疑者の年老いたお父さんの涙が忘れられません。

3. 普通のサラリーマンが起こした傷害事件

おとなしい真面目なサラリーマンでしたが、家族に悲しいこと、具体的には奥さんが病気になる、一人娘が交通事故で頭部・顔面部損傷、深夜勤務も続いて、たまたま深酒した上で始発電車に乗る前の時間に、ホームの椅子に座っていたところぶつかって座ってきた人を殴打して顔面にケガをさせてしまいました。傷害行為です。

早急に示談をまとめて被害申告を取り下げてもらわないと仕事も失い、家庭崩壊になるような案件です。通常、逮捕・勾留・勾留延長で23日、起訴されて1ヶ月後に第一回公判ですから、相当長く身柄が拘束されてしまいます。

この件は、10日で示談が成立しました。奥さんが会社に勤務過酷で鬱状態だと会社に話して、会社も休むことに理解を示し、裁判になる前に釈放。身柄解放される時、警察署で、夫婦で涙目になって抱き合っていました。仕事を失うこともありませんでした。なんとか、一つの家庭の危機を救うことができました。

職業奉仕が何かは難しい問題ですが、人の役に立ち、社会の役に立ち、ありがとうと言われる結果を残すことだと思います。私の師匠の弁護士が最初に言ったのは「準備」です。「凡人なら準備しろ」ということです。準備して結果を出して、「ありがとう」をと言われることが職業奉仕だと思っています。



★酒井宏人会員 「生命保険について」

生命保険は大きく分けると次の3つの種類に分けられます。

①定期保険

一定の保険期間（保険料払込期間）は、死亡保障があります。安い保険料で大きな死亡保険金が保障される生命保険です。満期保険金はありません。保険金額が保険期間中一定で変わらない定額タイプ、保険料が一定で契約後保険金額が減っていく逓減定期保険、保険金額が増えていく逓増定期保険があります。更新の際、保険料が再計算され、通常は保険料が高くなります。満期保険金がなく、死亡保険金を受け取れるのも保険期間内であるため、所謂掛け捨てタイプの保険となります。

②養老保険

保険期間（保険料払込期間）は一定で、その間に死亡したときには死亡保険金が、満期時に被保険者が生存し

ていた場合には、満期保険金を受け取れます。死亡保険金と満期保険金は同額です。死亡保険金、または満期保険金を受け取れるので、貯蓄性が高い保険です。

③終身保険

一定期間保険料を払い込むと、保険料払い込み期間が終わった後も、一生涯、死亡保障が継続される生命保険です。満期保険金はありません。保険料払い込みが、一定期間で終了する有期払込と一生涯保険料を払い続ける終身払込の2つのタイプがあります。死亡により、必ず保険金を受け取れるので、貯蓄性が高い保険です。

以上の保険を組み合わせて、それぞれその方にあった保険にします。中には複雑に組み合わせたものもあるので、「保険はわかりにくい」といったご意見をきくこともあります。弊社ではそこをわかりやすくご説明するサービスを行っております。



★廣本慶一幹事 「私の職業について」

私の職業については、入会当初は電話やLANの工事業ということで話をいたしました。電話やLANの工事と言っても分からない方もいらっしゃるかもしれません。工事内容については、その環境により変わりますが、ビルや事務所内の電話・LAN配線工事ということになります。電柱に登って電線を引いたりする仕事はしていません。またそれに関連する機器の販売も行っています。電話の配線方法もその事務所の状況により様々で床の下を通線したりカーペットの下だったり、天井の上を配線したりとお客様の話を聞きながらできる方法&自分たちのやりやすい方法で配線していきます。お客様によりそれぞれ使用方法が違うので、色々な設定を行わなければなりません。これがなかなか難しく、私がこの仕事を始めた頃は、まずできないだろうなと思いました。その後あちこちと現場に出かけ、見よう見真似でなんとか簡単な設定は行うことができるようにはなりましたが、大きな機械については、まずできません。私では理屈がよくわからないのです。個人的には技術的なことは好きですから勉強すればわかるようになると思います。でも経営者という立場もあり、そちらの方の勉強をしなければならないと感じていました。

その時に労務関係の資格として社労士と言う資格があることを知りました。そして興味を持ち2006年春から勉強を始め、2008年8月の試験に合格。1年間の講習を受け、2009年10月に開業をしました。それでもこの4月までは毎日のように現場に出てました。おかげで、体重の方はだいぶ減りました。

社労士は、簡単に言うと「働くことに関する法律に基いた諸問題のプロ」。今までの社労士のイメージは、労働関係の事務や助成金の申請手続きなどの事務関係が主な仕事というイメージかもしれません。

最近では労働紛争が多発し、労働者個人が権利を主張する時代です。そしてインターネットの普及で誰でも会社に対抗できる知識を手に入れることができるようになって

たのです。そのような問題が発生する前に事前に対応しておくことが必要。そのアドバイスを行うことができる資格です。人を雇用すれば必ず色々な問題が起こります。人数が多くなれば多くなるだけ問題が発生する可能性は多くなります。さらに法律が改正され、色々な改正に対応していかなければなりません。会社も規模によって規定を変えていかなければならないかもしれません。そのような時によきアドバイザーとしてお役に立てると信じています。私は、労使関係や就業規則など経営者の立場に立ったリスク管理を行うお手伝いをしていきたいと思っています。

最近気になる問題が、未払い残業代の問題です。最近弁護士の過払い金の請求についてのCMが多く見られますが、このテーマもそろそろ終りに近づいてきているそうです。このテーマの次に控えているのが、未払い残業手当の問題です。皆さんの会社はちゃんと残業手当を計算していますか？ちゃんと残業手当を計算していると思っても、時間計算が間違っていたり、管理職の深夜手当を計算していなかったり、就業規則や賃金規定と異なっていたりすることもあります。そして残業代の未払い請求

があった場合、裁判で勝てることはほとんどない。というのが判例です。そして残業代の未払いは、一人の残業代の未払いで終わればいいですが、多くの従業員が同じような状況ですと、相当な額になります。そして過去2年間に遡って請求できます。今後この期間が延びるとも言われています。これは借金の過払い金請求と違って、どの会社でも起こりうる問題なのです。労働時間についての把握の仕方や、時間外労働の対象外の管理職については、一度検討した方が良いでしょう。またこの問題は従業員が退社した時に発生する確率が高い問題です。事前にくらかは対応することが可能な点もあるかもしれません。

助成金も50種類位はありますので、皆さんの会社で使える助成金もあるかもしれません。6月30日からは育児介護休業法が改正され、子育てや介護をしながら働ける職場作りを目指して改正されていきます。今後も機会があれば、労働社会保険関係の法改正のポイントについてお話したいと思います。それが職業奉仕の一つになるかと思えます。

今日はお時間をいただきありがとうございました。